

議第28号 呉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定 について

1 制定の趣旨

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」といいます。）の一部改正（令和6年法律第47号による改正）に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものです。

※ 特定乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用対象者に対して支給される給付金の支給対象となる乳児等通園支援事業をいいます。

2 条例の内容

改正後の法第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「国の基準」といいます。）に従い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めます。

3 国の基準の主な内容

(1) 一般原則（第2条）

ア 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいいます。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければなりません。

イ 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいいます。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければなりません。

ウ 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいいます。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければなりません。

エ 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」

といいます。)の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければなりません。

(2) 利用定員に関する基準 (第3条)

ア 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員(法第54条の2第1項の確認において定めるものに限ります。イにおいて同じ。)を定めるものとし、

イ 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども(法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいいます。以下同じ。)が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して一月当たりの利用定員を定めるものとし、

(3) 面談 (第4条)

ア 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談(映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含みます。)を行わなければなりません。

イ 特定乳児等通園支援事業者は、アの面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければなりません。

ウ 特定乳児等通園支援事業者は、アの面談において、イの重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければなりません。

(4) 正当な理由のない提供拒否の禁止 (第5条)

特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者(法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいいます。以下同じ。)から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではなりません。

(5) あっせん及び要請に対する協力 (第6条)

特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければなりません。

(6) 乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認 (第7条)

特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から

法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとします。

(7) 乳児等支援給付認定の申請に係る援助（第8条）

特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この(7)において「乳児等支援給付認定」といいます。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければなりません。

(8) 心身の状況等の把握（第9条）

特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいいます。）の利用の状況の把握に努めなければなりません。

(9) 特定教育・保育施設等との連携（第10条）

特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければなりません。

(10) 特定乳児等通園支援の提供の記録（第11条）

特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければなりません。

(11) 支払（第12条）

ア 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含みます。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいいます。イにおいて同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいいます。イにおいて同じ。）の支払を受けるものとします。

イ 特定乳児等通園支援事業者は、アの支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができます。

ウ 特定乳児等通園支援事業者は、ア及びイの支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができます。

(7) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(ウ) 食事の提供に要する費用

(エ) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(オ) (ア) から (エ) までに掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

エ 特定乳児等通園支援事業者は、アからウまでの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければなりません。

オ 特定乳児等通園支援事業者は、イ及びウの金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければなりません。ただし、ウによる金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しません。

(12) 乳児等支援給付費の額に係る通知等（第13条）

ア 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければなりません。

イ 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければなりません。

(13) 特定乳児等通園支援の取扱方針（第14条）

特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいいます。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければなりません。

(14) 特定乳児等通園支援に関する評価等（第15条）

ア 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければなりません。

イ 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければなりません。

(15) 相談及び援助（第 16 条）

特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければなりません。

(16) 緊急時等の対応（第 17 条）

特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければなりません。

(17) 乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知（第 18 条）

特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければなりません。

(18) 運営規程（第 19 条）

特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（(21)において「運営規程」といいます。）を定めておかなければなりません。

ア 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

イ その提供する特定乳児等通園支援の内容

ウ 職員の職種、員数及び職務の内容

エ 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

オ (11)により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

カ (2)アにより定める1時間当たりの利用定員

キ 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

ク 緊急時等における対応方法

ケ 非常災害対策

コ 虐待の防止のための措置に関する事項

サ その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(19) 勤務体制の確保等（第 20 条）

ア 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければなりません。

イ 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければなりません。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

ウ 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければなりません。

(20) 利用定員の遵守（第 21 条）

特定乳児等通園支援事業者は、(2) アにより定める 1 時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはなりません。

(21) 掲示等（第 22 条）

特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、(11)により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除きます。）により公衆の閲覧に供しなければなりません。

(22) 乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則（第 23 条）

特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は(11)による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはなりません。

(23) 虐待等の禁止（第 24 条）

特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはなりません。

(24) 秘密保持等（第 25 条）

ア 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはなりません。

イ 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければなりません。

ウ 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければなりません。

(25) 情報の提供等（第 26 条）

ア 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければなりません。

イ 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとはなりません。

(26) 利益供与等の禁止（第27条）

ア 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいいます。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（イにおいて「利用者支援事業者等」といいます。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいいます。イにおいて同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいいます。イにおいて同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはなりません。

イ 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはなりません。

(27) 苦情解決（第28条）

ア 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」といいます。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければなりません。

イ 特定乳児等通園支援事業者は、アの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければなりません。

ウ 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければなりません。

エ 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村か

ら指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければなりません。

オ 特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、エの改善の内容を市町村に報告しなければなりません。

(28) 地域との連携等（第29条）

特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。

(29) 事故発生の防止及び発生時の対応（第30条）

ア 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の(ア) から(ウ) までに定める措置を講じなければなりません。

(ア) 事故が発生した場合の対応、(イ) の場合における報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(イ) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(ウ) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

イ 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければなりません。

ウ 特定乳児等通園支援事業者は、イの事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければなりません。

エ 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければなりません。

(30) 会計の区分（第31条）

特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければなりません。

(31) 記録の整備等（第32条）

ア 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければなりません。

イ 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。

(ア) (13)に基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(イ) (10)による特定乳児等通園支援の提供の記録

(ウ) (17)による市町村への通知に係る記録

(エ) (27)アの苦情の内容等の記録

(オ) (29)イの事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(32)電磁的記録等（第33条）

ア 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、国の基準の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいいます。以下この(32)において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。以下この(32)において同じ。）により行うことができます。

イ 特定乳児等通園支援事業者は、この府令の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、エにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この(32)において「記載事項」といいます。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。以下この(32)において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この(32)において「電磁的方法」といいます。）により提供することができます。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなします。

(7) 電子情報処理組織を使用する方法のうち a 又は b に掲げるもの

a 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

b 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(4) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいいます。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

ウ イ(ア)及び(イ)に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければなりません。

エ 特定乳児等通園支援事業者は、イにより記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。

(ア) イ(ア)及び(イ)の方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(イ) ファイルへの記録の方式

オ エの承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、イの記載事項の提供を電磁的方法によってしてはなりません。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再びエの承諾をした場合は、この限りではありません。

4 市の考え方

本市の実情に、国の基準と異なる基準とすべき事情や特性がないため、国の基準を呉市の基準とします。

5 施行期日

令和8年4月1日